

全自病協第454号
平成24年12月21日

都道府県立病院所管部局(課)長
政令指定都市立病院所管部局(課)長 様
会 員 病 院 長

公益社団法人 全国自治体病院協議会
会 長 邊 見 公 雄
(公印省略)

医療における消費税について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、消費税法改正法が平成24年8月10日、通常国会にて可決・成立し、27年10月までに段階的に消費税率が10%へ引き上げられることになりました。

社会保険診療は社会政策的な配慮により非課税とされていることから、控除対象外消費税(損税)が発生し、保険医療機関の大きな負担となっております。今後、税率アップとなればさらなる負担の拡大を強いられ、一層経営が圧迫されることとなります。

当協議会では、かねてより、この損税解消のために活動しておりますが、患者や地域住民等、一般には病院経営の大きな負担となっていることが十分知られていない状況であり、今後一層の活動強化を図ることとしております。皆様におかれましても、まずは院内職員の理解を深めるための勉強会の実施や、関係機関、患者、地域住民に向けた院内掲示等の広報活動を通じ、特に下記の点について控除対象外消費税の問題への理解が深まりますよう周知をお願いいたします。また、既に実施されている取り組み事例があれば、ご紹介いただきたく併せてお願いいたします。

なお、消費税問題につきましては、日本医師会が作成した「今こそ考えよう医療における消費税問題 ー第2版ー」をご参照ください。

(URL <http://dl.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/pamphlet2.pdf>)

記

- 1 医療機関は公立・民間といった開設主体にかかわらず、仕入れに係る消費税を支払っていること
- 2 通常取引では仕入れに係る消費税を、収入に係る消費税から差し引くことができるが、社会保険診療は非課税であるため、仕入れに係る消費税は差し引くことができないこと(控除対象外消費税)
- 3 保険医療機関では控除対象外消費税(損税)が経営を圧迫しており、現行制度のまま消費税率が引き上げられた場合、病院運営に多大な支障を生じかねないこと

以上